

## 労働者派遣法に基づく情報公開のご案内

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供いたします。

弊社マージン率公開資料

ご参考

### ■ 派遣料金の仕組み

派遣料金の仕組みの詳細につきましては、一般社団法人日本人材派遣協会のサイト

<http://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html> をご覧ください。

### ■ マージン率について

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1 日 8 時間あたりの額)}} \times 100$$

## 労働者派遣法改正に伴うご案内

■2020年4月1日施行。雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、労働者派遣法が改正されました。

改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとされました。

弊社は「労使協定方式」により、派遣スタッフの皆さまの賃金及び賃金以外の待遇を決定します。

「労使協定方式」については、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

※一部の職種、地域に関して労働者の雇用継続を第一の目的とし派遣先均衡均等を賃金決定方式を選択しています。

詳細は厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレットをご確認ください。

派遣先の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497032.pdf>

労働者派遣法改正の概要「同一賃金同一労働」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000594487.pdf>

取扱い職種公開資料

(2020年4月から適用)

取扱い職種公開資料

(2021年4月から適用)

弊社の取り扱う職種は以下の資料を参照ください。